

## 賃貸借業務仕様書

基幹系システム標準化に伴うパソコン及びプリンター式の賃貸借業務の仕様については、次のとおりとする。

### 1 賃貸借物件に関する仕様書

別紙 2 のとおり

### 2 納入場所

下関市田中町 5 番 6 号 下関市役所田中町庁舎 1 階

### 3 内容

#### (1) 契約期間

契約締結日から令和 12 年 4 月 30 日まで

#### (2) 履行期間（賃貸借期間）

令和 7 年 5 月 1 日から令和 12 年 4 月 30 日まで

#### (3) 賃貸借料金

賃貸借料金の支払は、賃貸借期間の開始月から、当該月分の賃貸借料を翌月初めに請求し、賃借人は、請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

賃貸借料金には、当初における搬入に要する費用、動産保険 {火災・落雷・盗難・漏損・風水災（台風・旋風・暴風雨等）} に係る費用、保守の料金及び故障時の修理費用を含む。

ただし、賃貸借料金を分割するにあたり 1 円未満の端数が発生した場合は、その端数は初回に支払う賃貸借料の額に含めるものとする。

### 4 下関市暴力団排除条例による措置

別記 1 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」 のとおり

### 5 その他

- (1) 検品については、納入時に納入場所にて情報政策課職員が行う。
- (2) 落札者には次の区分毎の単価照会を行う。
  - ・ノートパソコン
  - ・デスクトップパソコン
  - ・プリンタ
  - ・ソフトウェア
- (3) この仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。